

鳴門教育大学大学院学校教育研究科入学試験委員会規程

平成16年4月1日

規程第 48 号

改正 平成19年3月23日規程第27号
平成20年3月17日規程第21号
平成22年3月24日規程第44号
平成24年3月19日規程第28号
平成25年3月13日規程第7号
平成28年2月10日規程第9号
平成29年3月8日規程第51号
平成31年3月13日規程第59号
令和元年11月27日規程第100号
令和4年3月9日規程第24号
令和6年3月27日規程第17号
令和7年3月26日規程第12号
令和8年3月11日規程第45号

(設置)

第1条 鳴門教育大学教授会規則（平成16年規則第5号）第9条の規定に基づき、鳴門教育大学教授会に鳴門教育大学大学院学校教育研究科入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長が指名する副学長又は特命補佐
- (2) 心理臨床コースの各領域を担当する教員から各1人
- (3) グローバル教育コースを担当する教員から1人
- (4) 高度学校教育実践専攻の各コースを担当する教員から各1人
- (5) 学生支援部入試課長
- (6) その他研究科長が指名する者

2 委員会に、研究科長が指名する副学長又は特命補佐をオブザーバーとして置くことができる。

第3条 前条第1項第2号から第4号までに規定する委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第6号に規定する委員の任期は、研究科長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、第2条第1項第1号に規定する委員のうち1人をもって充て、副委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学者選抜試験の実施計画に関する事項
- (2) 学生募集要項等の作成に関する事項
- (3) 入学者選抜試験問題の作成及び管理に関する事項
- (4) 試験場の設定、監督その他入学者選抜試験の実施に関する事項
- (5) 入学者選抜試験の採点及び合格判定資料の作成に関する事項
- (6) 内部質保証に関する事項
- (7) その他入学者選抜方法の調査研究に関する事項

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第8条 委員会に必要がある場合は、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置、組織その他必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学生支援部入試課において処理する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、第2条第1項第2号から第6号までの規定により最初に選出された委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、研究科長が指名する委員については、平成17年3月31日までとし、他の委員については、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、第2条第1項第2号から第5号の規定に基づき選出された委員のうち、概ね半数の者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日において、改正前の第2条第1項第2号から第5号までに規定にする委員の任期は、平成31年3月31日までとする。
- 3 施行日において、第2条第1項第2号から第7号までの規定に基づき選出された委員のうち、概ね半数の者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、令和元年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。